

# Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

## 投資信託説明書（交付目論見書）2012.3.5

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。  
また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社までお問い合わせください。

商品分類					属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	ETF	インデックス型	その他資産（投資信託証券（株式 一般））	年1回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他（ダウ・ジョーンズ工業株30種平均）

上記、商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

### 委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

#### シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第341号

設立年月日:1999年11月15日

資本金:370百万円(2011年12月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:866億円(2011年12月末現在)

■電話番号 03-5208-5211

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

■ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

### 受託会社（ファンドの保管及び管理を行う者）

#### 中央三井アセット信託銀行株式会社

但し、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

この投資信託説明書（交付目論見書）により行なう「Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年3月2日に関東財務局長に提出し、2012年3月5日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## ファンドの目的

Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>（「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」）を対象指標とし、対象指標に連動する投資成果を目指す投資信託証券に投資を行なうことにより、円換算した対象指標に連動する（基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することを行います。以下同じ。）投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

## ファンドの特色

### ■主要投資対象

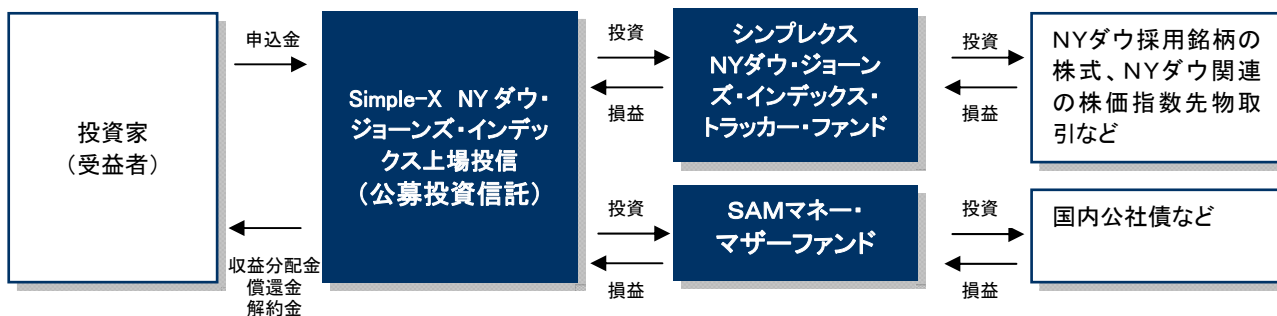
投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

### ■投資方針

- ①この投資信託は、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、円換算した対象指標の動きに連動する投資成果を目指すことを基本方針とします。
- ②投資信託証券の合計組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向や市場の流動性などによっては実質株式組入比率が低下する場合があります。
- ③別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券（外国投資信託を含みます。）を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用の基本方針は、その投資成果として対象指標の変動率との一致を保証するものではありません。

### ■ファンドの仕組み

#### ◆ファンド・オブ・ファンズ



#### ※Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>（「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」）について

Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>（以下「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」という）は、米国の株式市場を左右する業界における有力企業 30 銘柄で構成された代表的な株価指数です。いわゆる伝統的な「工業株」に限定されるものではありません。ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均は米国市場全体を計る基準として使われ、金融界、技術産業、小売業、娯楽産業、消費財市場と様々な業種からなります。その結果、ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均のパフォーマンスは何百、何千という構成銘柄からなる、より複雑な指数のパフォーマンスと高い相関関係にあります。ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均は株価指数を開始した当初の計算方法とほとんど同じ方法で現在も計算されています。それは、主要取引所における構成銘柄の株価を単純に加算した合計値を現在の序数で割るという方法です。ダウ工業株 30 種平均は 100 年以上の歴史をもつ唯一の代表的な市場指数です。構成銘柄の変更は稀ですが、通常、ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均を構成する企業が大規模な変遷を遂げるときなどに見直しがあります。例えば、本業の変更、他企業による買収、倒産、などの場合です。構成銘柄見直しの頻度やその時期に関しては決まっておられません。ウォール・ストリート・ジャーナル紙の主要な編集陣が彼らの裁量で必要と考えたときに銘柄入れ替えが行われます。

構成銘柄の選定はその彼ら個々の判断によりますが、他の主要編集陣が相談にのることもあります。構成銘柄の選定要素としては、必ず米国の企業であり、業界における牽引役であること、そして投資家に広く支持され、長期間に亘って持続的成長を遂げていることです。

※「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」(「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」)は CME Group Index Services LLC(「CME」)の登録商標である Dow Jones Indexes の商品で、その利用許諾についてはライセンス契約が締結されています。「Dow Jones<sup>®</sup>」、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」、および「Dow Jones Indexes」は CME と契約を締結している Dow Jones Trademark Holdings, LLC (「Dow Jones」) の商標で、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社による一定の目的のための利用が許諾されています。「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」を参照する当ファンドは、Dow Jones 及び CME、またその関連会社により支援、奨励、販売、販売促進されておらず、Dow Jones 及び CME、またその関連会社は当ファンドへの投資が望ましいかどうかについて表明はしていません。

#### ※ディスクレーマー

「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」(「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」)は Dow Jones Indexes の商品で、CME Group Index Services LLC(「CME」)の登録商標であり、その利用許諾についてはライセンス契約が締結されています。「Dow Jones<sup>®</sup>」、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」、および「Dow Jones Indexes」は CME と契約を締結している Dow Jones Trademark Holdings, LLC (「Dow Jones」) の商標で、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社による一定の目的のための利用が許諾されています。「当ファンド」は、Dow Jones 及び CME、またその関連会社により支援、奨励、販売、販売促進されておられません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社は「当ファンド」の保有者もしくは公衆に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、一般的な投資について、または具体的に当ファンドへの投資について、それが望ましいかどうかいかなる表明または保証を行いません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社と認可所有者との間の関係は唯一、Dow Jones および「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」の一定の商標、商号の使用を許諾することのみであり、Dow Jones および「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」は、「認可所有者」または「当ファンド」と関わりなく CME が決定、構成、算出するものです。Dow Jones 及び CME、またはその関連会社は「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」の決定、構成または算出に関し、「認可所有者」または「当ファンド」の保有者の要求を考慮する義務を負いません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社は、「当ファンド」の発行に関しその時期、価額もしくはその数量の決定について、または「当ファンド」を換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負わず、また関与していません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社は「当ファンド」の管理や市場調査や取引に関する義務または責任を負いません。上記にかかわらず、CME Group Inc. またその関連会社は、「認可所有者」が現段階において上場させる「当ファンド」に関連のない金融商品、ただし、「当ファンド」に類似して、また「当ファンド」と競合するような商品を、独自に発行、支援することがあるかもしれません。さらに、CME Group Inc. またその関連会社は、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」に連動する金融商品を取引することもあるかもしれません。その取引の結果、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」および「当ファンド」の価値が影響を受ける事もあり得ます。

Dow Jones 及び CME、またその関連会社は「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」またはそれに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証しておらず、また Dow Jones 及び CME、またその関連会社は、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」に関する誤り、不作為または中止について責任を負いません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社は「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」またはそれらに含まれるデータの利用により、「認可所有者」、「当ファンド」の保有者またはその他いかなる人もしくは組織に生じた結果について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行いません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社は、明示的または黙示的ないかなる保証も行わず、かつ「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、Dow Jones 及び CME、またその関連会社は、例えその可能性につき通知されていたとしても、いかなる喪失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは重大な損害についても責任を負いません。Dow Jones およびシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社との間の契約または取決めにより、CME に対して認可を許諾するもの以外の第三者で利益を得る者はありません。

(注) 2010 年 3 月 19 日に、ダウ・ジョーンズ・アンド・カンパニーと CME グループは世界的な金融指数サービス事業を行う合併会社を設立することを契約し、その会社は「CME Group Index Services LLC」(「CME」)となることを発表しました。その契約の内容は、CME が金融指数事業に対して長期的にダウ・ジョーンズの名称をライセンス利用することです。上記はその発表による修正となります。

<追加的記載事項>

■投資対象とする投資信託証券の概要（別に定める投資信託証券）

シンプルクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド（ケイマン籍米ドル建外国投資信託）

基本方針	ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均の動きに連動する投資成果をめざして運用を行いません。
主な投資対象	主としてダウ・ジョーンズ工業株30種平均に採用されている銘柄の株式、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均に関連する株価指数先物取引および短期公社債に投資します。
運用方針	主としてダウ・ジョーンズ工業株30種平均に採用されている銘柄の株式、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均に関連する株価指数先物取引に投資を行ない、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均の動きに連動する投資成果をめざします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
投資運用会社	シンプルクス・アセット・マネジメント株式会社
管理会社	シンプルクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド
受託会社	シテイトラスト(ケイマン)リミテッド

SAMマナー・マザーファンド

基本方針	国内の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指して運用を行いません。
主な投資対象	格付の高い国債および公社債を主要投資対象とします。
運用方針	格付の高い国債および公社債に投資を行ない、利息等収益の確保を目指して運用を行いません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は行ないません。 外貨建資産への投資は行ないません。
委託会社	シンプルクス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社

取引所における売買

上場日	: 平成 21 年 12 月 10 日
上場市場	: 東京証券取引所
売買単位	: 10 口単位
手数料	: 申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

## ■投資制限

投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
為替ヘッジ	外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## ■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ①信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。なお、売買益が生じても、分配は行いません。
- ②信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- ③毎計算期末に信託財産から生じた下記a.に掲げる利益の合計額は、下記b.に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
  - a. 有価証券売買益(評価益を含みます。)、追加信託差益金、解約差益金
  - b. 有価証券売買損(評価損を含みます。)、追加信託差損金、解約差損金

### ◆ファンドの決算日

原則として毎年12月6日を決算日とします。

## 基準価額の変動要因

投資判断を行う前に、以下のリスクを慎重に検討しなければなりません。

- ・ 当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に株式の株価や為替相場の変動等の影響を受けるため、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。**なお、投資信託は預貯金と異なります。**
- ・ 当ファンドは、金融機関の預金あるいは保険特約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・ 信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

### <主な変動要因>

価格変動リスク	<p>一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。</p> <p>一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。</p>
流動性リスク	<p>有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、市場の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。</p>
信用リスク	<p>当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて有価証券等に投資します。一般に、有価証券等に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、これらの価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、基準価額が下落することがあります。</p>
為替変動リスク	<p>当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じる可能性があります。</p>
税制リスク	<p>当ファンドが投資する外国投資信託はケイマン籍であり、ケイマン籍のファンドは、対象指標を構成する米国の株式または対象指標に関連する株価指数先物取引に投資を行ないません。したがって、米国やケイマン諸島における課税については、今後変更となる場合があります。</p>
カントリー・リスク	<p>投資対象国における非常事態など(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。</p>
有価証券の貸付等におけるリスク	<p>有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。</p>

## 対象指標と基準価額の 乖離要因

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算した対象指標の変動率に一致させるよう運用することをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを約束できるものではありません。

- ・資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- ・対象指標の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬・売買委託手数料などの費用を負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引を利用した場合、先物取引と対象指標との間に価格差があること。
- ・当ファンドの当初発行価格は、当初自己設定の前々営業日(平成21年12月3日)における対象指標の終値に当初自己設定の前営業日(平成21年12月4日)における対顧客相場の仲値を乗じて得た額を100で除した額(小数点以下は切り上げます)となります。一方、当ファンドがケイマン籍米ドル建外国投資信託「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」の投資を行なうのは、設定日(平成21年12月7日)以降となるため、シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行なうのは平成21年12月8日以降となります。当初発行価格の決定からシンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行なうまでの間、当ファンドは対象指標の変動と一致した推移とはなりません。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

- ①金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情により投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。
- ②分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、配当収益等がない又は少額の場合、分配を行わない場合があります。
- ③当ファンドの基準価額の計算は、法令および社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び投資信託証券の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格で行ないます。外貨建資産の評価は、基準価額計算日における対顧客相場の仲値で評価します。
- ④適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
- ⑤ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

## <リスクの管理体制>

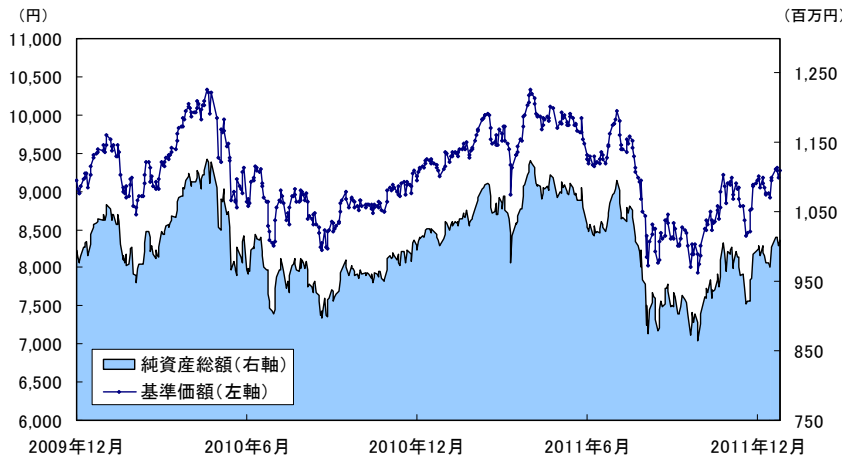
**運用グループ:**運用管理委員会で審議されたことをもとに、運用リスク管理の強化・改善を図ります。

**リスク管理統括本部 運用管理委員会:**リスク管理、法令遵守状況のモニタリング、パフォーマンス分析・評価を行い、その結果に基づき運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。

**投資政策委員会:**重大な法令違反や過誤ミス等が発生した場合、取締役会に報告します。

(2011年12月31日現在)

## <基準価額・純資産の推移>



## <分配の推移>

決算期	分配金
2010年12月	0円
2011年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

## <主要な資産の状況>

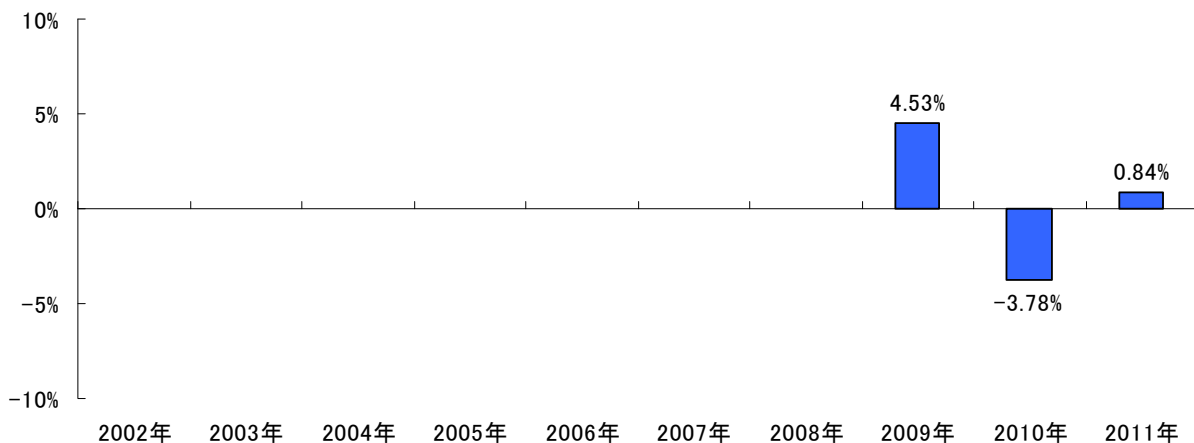
### ■ 組入資産

ファンド名	比率
シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド	99.98%
SAMマネー・マザーファンド	0.04%

### ■ シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドの外国株式組入上位10銘柄対象指標構成銘柄の実質組入れ比率(上位10銘柄)

	銘柄名	組入比率
1	IBM	11.45%
2	シェブロン	6.61%
3	マクドナルド	6.20%
4	キャタピラー	5.57%
5	エクソンモービル	5.25%
6	3M	5.05%
7	ボーイング	4.56%
8	ユナイテッド・テクノロジーズ	4.54%
9	ザ コカ・コーラカンパニー	4.32%
10	プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー	4.12%

## <年間収益率の推移> (暦年ベース)



ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出しております。

・2009年については、設定日(2009年12月7日)から12月末までの収益率を記載しております。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## お申込みメモ

購入単位	10万口以上
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金請求	原則として、毎営業日。ただし、換金申込不可日の条件に該当する場合は換金申込ができません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
申込締切時間	原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
購入の申込期間	平成24年3月5日から平成25年3月6日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 購入申込日当日および換金申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日</li> <li>② 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで</li> <li>③ ダウ・ジョーンズ工業株30種平均構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>④ 上記①のほか、委託者が、投資方針に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> <li>⑤ 上記①から④のほか、委託者が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間</li> </ol>
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入および換金の申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限（平成21年12月7日設定）
繰上償還	委託会社は、信託期間中において、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合、または、受益権の総口数が5万口を下回ることとなった場合、もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年12月6日
収益分配	毎決算時に、配当等収益から経費を控除後、全額を分配対象額とし、その範囲内で委託者が決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は、1兆円です。
公告	委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.simplexasset.com/">http://www.simplexasset.com/</a>
運用報告書	運用報告書は作成いたしません。
課税関係	益金不算入制度は適用されません。

## ファンドの費用・税金

### <ファンドの費用>

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売基準価額(購入申込日の翌営業日)に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額
換金手数料	販売会社が独自に定める額とします。 ※詳しくは販売会社にてご確認ください。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	<p>①および②を合計した額とし、実質的に負担する信託報酬率は、<b>年0.6075% (税抜年0.60%) 程度</b>になります。</p> <p>① 当ファンドの純資産総額に、<b>年0.1575% (税抜年0.15%) 以内</b>の率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1"> <tr> <td>総額</td> <td colspan="2">年率0.1575% (税抜0.15%)</td> </tr> <tr> <td>配分</td> <td>委託会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年率0.105% (税抜0.10%)</td> <td>年率0.0525% (税抜0.05%)</td> </tr> </table> <p>② 投資対象とする投資信託証券の信託報酬は、純資産総額に対して0.45%程度(国内における消費税等相当額はかかりません。)</p> <p>上記の信託報酬は、毎計算期間末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。</p>	総額	年率0.1575% (税抜0.15%)		配分	委託会社	受託会社		年率0.105% (税抜0.10%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
総額	年率0.1575% (税抜0.15%)									
配分	委託会社	受託会社								
	年率0.105% (税抜0.10%)	年率0.0525% (税抜0.05%)								
運用管理費用 (信託報酬)										
その他費用・ 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの上場に係る費用*、信託財産に関する租税、信託事務等の諸費用、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等をファンドより実費として間接的にご負担いただきます。 (その他費用については、資産規模および運用状況等により、変動しますので、事前に料率、上限等の記載をしております。)</li> <li>*ファンドの上場に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場および追加上場料: 新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875% (税抜0.0075%)。</li> <li>・上場の年賦課金: 毎年末の純資産総額に対して、0.007875% (税抜0.0075%) 及びTDnet 利用料 89,250 円 (税抜 85,000 円)。</li> </ul> </li> </ul>									

※当該手数料等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

### <税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の税率は個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

・上記は平成23年12月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・法人の場合については上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。